

131

舞多間東3丁目地区

協定区域	垂水区舞多間東3丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2006年2月17日
	面積	46,991.15 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2016年6月24日
用途地域	・第1種低層住居専用地域 ・第1種住居地域		有効期間	2016年6月24日～2026年6月23日(10年)

協定内容の概要

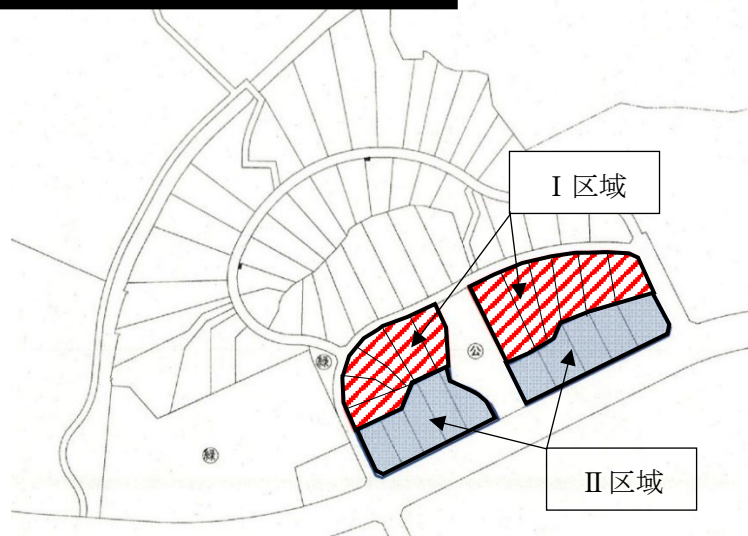
- (1) 建築物は、個人専用住宅または店舗等兼用住宅とし、共同住宅は建築してはならない。
- (2) 協定区域内の別図2のI区域で建築することのできる店舗等兼用住宅は、第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物とする。
- (3) 協定区域内の別図2のI区域における建築物の高さの限度は、10.0メートルとする。
- (4) 建築物の敷地の地盤面の高さは、原則、変更してはならない。ただし、住宅建設と一体とみなされる地盤面の高さの変更については除く。
- (5) 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は2.0メートルとする。ただし、別図3に示す区域については1.0メートル及び免除区域とする。なお、これらの外壁後退部分(以下「セットバック区域」という。)には堅固な構造物(門・塀・フェンス等の工作物)を設けてはならない。(ただし、周辺の敷地に供給するために設置される変圧器等電気・通信機器類および別図4の区域に設置される看板・照明は除く。)また、当該区域については、車両等の保管場所として整備してはならない。
- (6) 隣地境界線から建築物の外壁の面までの距離は1.0メートル以上とする。
- (7) 建築物の敷地内に広告又は営業用の看板、掲示板その他これらに類するもの(以下、「看板等」という。)で、次のいずれかに該当するものは設置してはならない。
 - ア. 屋上に設置するもの
 - イ. ネオンに類するもの
 - ウ. のぼり、垂れ幕に類するもの
 - エ. 高さが2.0メートルを超えるもの(ただし、建築物と一体として設置されるものは除く。)
 - オ. 表示面積(同一敷地内に2以上ある場合は、その合計)が、2.0平方メートル(ただし、別図2のII区域においては4.0平方メートル)を超えるもの
 - カ. 周辺環境との調和を乱すもの
- (8) 隣地との境界部分及び敷地とのセットバック区域との境界部分は可能な限りオープンとするが、防犯面・安全面等から仕切りを設置する場合は生垣又は透視可能なフェンスとしなければならない。
- (9) 立体式駐車場は設置してはならない。
- (10) 屋根付きカーポートを設置する場合は、周辺環境との調和を図らなければならない。
- (11) 屋外に設置される設備機器は、道路などから見えにくくしなければならない。
- (12) 屋外に自動販売機を設置してはならない。
- (13) 店舗、音楽教室等を経営する場合は、近隣に迷惑をかけないように、防音装置を施すなど騒音対策を十分に講じなければならない。また、敷地内の必要な場所に仕切りを設置するなど、近隣への安全やプライバシーに配慮するための対策を十分に講じなければならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

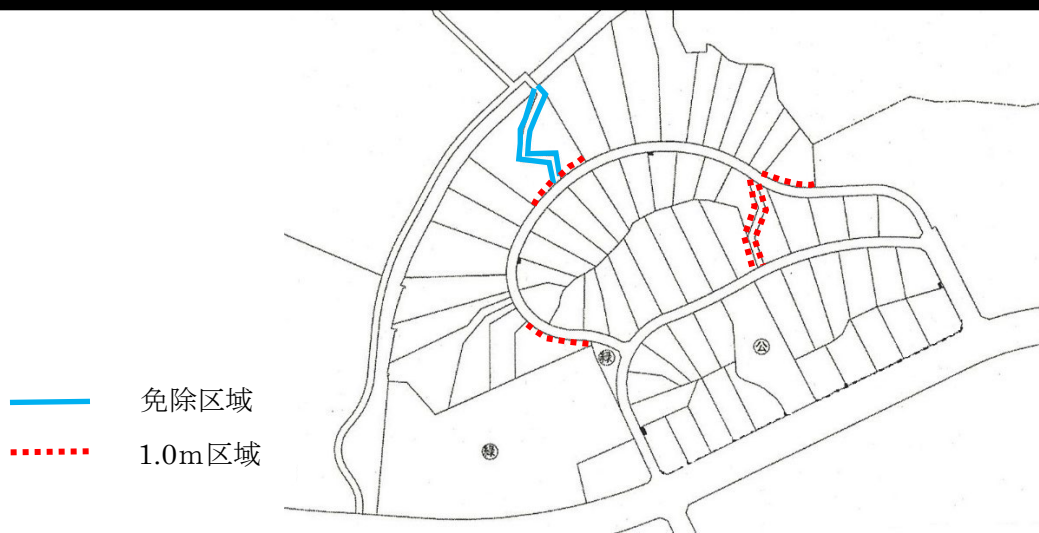
運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせ下さい。

(別図2) I区域及びII区域



(別図3) 道路境界線から建築物の外壁等までの距離の最低限度が1.0mの区域



(別図4) 外壁後退部分のうち看板・照明の設置が可能な区域

